

ができるように努めていきたい。

**問 通学路や園児の散歩道等の再点検について**

答 今年度においても、対策が終了していない箇所状況確認や、学校から新規に報告のあった危険箇所等を点検し、関係機関と対応策を協議する予定としている。

**問 危険箇所の改善を国・県に働きかける考えはないか。**

答 宇和島警察署や南予地方局等の関係機関と連携して対応を協議しているが、改善には予算を伴う箇所がほとんどであるため、引き続き改善のお願いをしていきたいと考えている。

**【シルバー人材の活用について】**

**問 働きたいと意欲的な高齢者を今後活かしていく考えはないか。**

答 働きたいという意欲のある高齢者が活躍できる場を提供していくことは重要なことであると認識しているが、なかなか運営の担い手となる人材の確保ができず、設立に至っていないのが現状である。

現在、運営に必要な人材の確保について協議を進めるとともに、愛媛県シルバー人材センター連合会の協力・支援を受け、県内の既設のセンター等の先進事例を参考に、設立に向けた準備を行っているところであるが、今後も民生部門関係団体や町内企業との連携を図りながら、早期に設立できるように準備を進めていきたい。

なお、保育所や学校等の町有施設の

環境整備については、保護者会やPTAでのボランティア活動も行っていただいているが、それを越える部分については、シルバー人材センターを設立したら、基本的にはそちらに委託することになるものと考えている。

**◆山本 博 士 議員**

**【農業振興地域と農用地区域の除外について】**

**問 内容や場所で個別除外をすべきだと考えるが、どう思うか。**

答 廃業された酪農施設など、農用地区域の農業用施設用地として有効利用が図られていないものの指定からの除外については、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、地域の土地利用の状況等を勘案し、農用地以外の用途に利用することについて具体的な転用計画があり、必要かつ急を要する用途に供されるものと認められ、併せて農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に定める要件をすべて満たしている場合に限り、農用地区域からの除外が認められている。

このようなことから、自由に利用することはできない状況であるが、やむを得ず、住宅・商業施設・駐車場・資材置き場等の農業施設以外に転用する必要のある場合は、農振法によって定められた要件を満たしていれば、個別除外することが可能である。

**【等妙寺旧境内整備事業について】**

**問 等妙寺旧境内整備の町政での位置付けと重要度について**

答 史跡保存のための全容解明に向け

た調査研究は、今なお継続中であるが、史跡の持つ多様な価値や魅力を最大限に利活用し、学校教育での学習や社会教育における地域学習環境の充実はもちろんのこと、地域資源および財産として将来に守り伝えていくとともに、観光の拠点や交流の場として、魅力あるまちづくりのための重要施策の一つとして考えている。

**問 全体の予算とそその中の町費と国費の金額について**

答 基本計画では、3期13年の事業スケジュールで計画し、おおむね、4、5年で計画の進捗に応じて見直しを図っていくこととしている。現在の全体予算は、約5億4千万円を見込んでおり、国費は補助率50%であるが、補助対象外の経費があるため、約2億4千万円を見込んでいる。町費は残額の3億円となるが、過疎債が充当できるため、その元利償還金の70%の2億1千万円程度が後年度普通交付税により措置される見込みであり、町の実質負担額は約9千万円と見込んでいる。

**問 今後さらに金額が増えることはな**

いか。

答 史跡の整備は各地点の性格やその場の情報から適切な保存方法を検討し、整備金額の試算ができるものであり、発掘調査の状況や整備内容の変更に応じて、計画の見直しも必要になってくるものと考えている。そのため、現時点では事業費の増減については明言できない。

**問 除伐により豪雨などで下流域の災害につながるか。**

答 豪雨による水の集中は、防災・減災の観点からは、山の保水力の低下が一つの要因として挙げられる。そのため、山林を適切な間伐による植生管理を行い、山の保水力を高めることが、地域の防災・減災につながるが、住民の生命・財産を守ることに考えると考えている。

等妙寺旧境内の整備事業の中での徐間伐の実施に際しては、森林環境学を専門とする愛媛大学の名誉教授の指導の下、史跡と森林との調和を図ることを目的に計画的に実施をしている。昨年の史跡指定10周年記念シンポジウムにおける先生の講演の中で、これまで徐間伐による整備を行ってきた場所は、整備していない場所に対し、各段に保水力が向上していることを報告していただいている。

しかし、史跡地は60ヘクタールと広大で、徐間伐が実施されていない未整備箇所が全体の3分の2を占め、史跡の植生管理上、大きな課題の一つとなっているので、早期に徐間伐を進め、適切な植生管理を行い、防災・減災に努めていきたいと考えている。

**問 将来的に年間どのくらいの維持管理費が必要になるのか。**

答 史跡の維持管理にあたっては、遺構の保全、散策路周辺の草刈り、除草等の管理、整備事業により設置した施設・設備の保守管理、山林・植生の管理等が想定される。具体的には、施設の電気・水道代、浄化槽の点検清掃費